令和８年度行政書士試験 速報講評

☆★全体の傾向☆★

令和８年試験は本質的な理解が問われる試験であったと思います。難易度的には想像していた以上の難しさではなく、想定の範囲内での難しさであったと思います。

全体的な感想ですが、難易度が高かった令和６年試験と、難易度が比較的低かった令和７年試験のちょうど真ん中に位置するような試験であったと思います。

細かい知識の有無よりも、本質的な理解の有無が合否を分ける試験であったといえます。

★☆科目ごとの出題傾向★☆

〔憲法〕

憲法は、人権の分野から３問、統治の分野から２問出題されました。人権の分野は、問題３（よど号記事抹消事件など)、問題４（「宮本から君へ」助成金不交付事件)、問題５（奈良県ため池条例事件など）のいずれも、判例について問う問題が出題されました。また、統治の分野でも、問題６（八幡製鉄事件）は判例の問題であり、判例をしっかり学習しているかどうかが問われる出題でした。問題７（小嶋和司「憲法概説」より）は、財政民主主義を念頭に各記述の正誤を判断していけばよい問題で、比較的解きやすかったのではないかと思われます。

〔行政法（択一式)〕

行政法は、全体的に若干細かい知識が問われていた印象です。例えば、行政不服審査法の問題16（行政不服審査会）や行政事件訴訟法の問題17（取消訴訟の審理）などは解きにくい問題であったと思われます。また、出入国管理行政を素材とした総合問題が出題されており、驚かれた方もいらっしゃるかと思います。そのことからも、今年の行政法については、基本的な問題を確実に正解して得点を積み重ねていくことが、例年にも増して要求されていたといえます。

〔民法（択一式)〕

民法は、問題27（法律行為)、問題28（代理)、問題29（相隣関係）で「誤っている（妥当でない）ものはどれか」を問う問題（誤っているものが１つ分かれば解ける問題）が続けて３問出題され、いずれも易しい問題でした。また、事例問題が比較的少なかったため（9問中３問のみ)、事例問題が苦手な方にとっては比較的取り組みやすかったのではないかと思われます。しかし、問題30（物上代位)、問題32（相殺適状)、問題35（相続の効力）など、やや難しい問題も出題されていました。

〔商法〕

商法については、全体としては基本的なテーマからの出題であり、昨年に比べると取り組みやすかったと思われます。委員会設置会社などなじみのない選択肢もありましたが、正解となる記述は基本的な条文知識である問題もあり、商法で得点できた方も多かったのではないでしょうか。

〔基礎知識〕

「一般知識」は、今年も幅広い分野から５問が出題され、現場思考で解ける問題も含まれていました。「諸法令」は、行政書士法１問と、戸籍法・住民基本台帳法が交互に１問出題されるパターンになりつつあります。どちらも条文知識で解ける問題でした。「情報通信・個人情報保護」「文章理解」は、昨年に比べるとやや難易度が上がった印象です。しかし、基礎知識全体としての難易度は例年どおりで、目標点の６問正解は達成できた方も多かったものと思われます。

〔記述式〕

問題 44 では、問題文の事情の下において、裁判所がどのような判決を下すべきかが問われています。「訴えの利益」「却下」といったキーワードをしっかりと記述しておきたい問題でした。

問題 45 では、種類物売買における所有権移転時期が問われました。その前提として、種類物の特定に関する基本的な理解が必要となる問題でした。あまりなじみのないテーマであり、戸惑われた方もいらっしゃると思われますが、問われている内容自体は基本的なものといえます。

問題 46 では、併存的債務引受が問題となっています。問題文の事案から併存的債務引受を読み取ることができたかが、大きなカギになっていたと考えられます。

近年の傾向として、記述式は問題文の分析が重要となる問題が多いため、記述式のための時間を確保することが重要になります。

ユーキャン行政書士講座